

平成29年度滋賀県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

1. 目的

教育職員免許法の規定に基づき、上級免許状や特別支援学校教諭免許状等を取得するために必要な単位を修得させるとともに、併せて現職教職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2. 主催

滋賀県教育委員会

3. 期間

① 平成29年8月18日(金)、8月21日(月)、8月22日(火)、8月23日(水)

② 平成29年12月25日(月)、12月26日(火)

※ 各科目の日程については別紙開設科目一覧表掲載の各科目の日程を参照のこと。

4. 会場

滋賀大学教育学部（大津市平津二丁目5-1）

5. 内容

別紙開設科目一覧表のとおり

6. 受講資格

取得対象免許状の基礎資格または基礎免許状を有し、滋賀県内の学校（幼保連携型認定こども園を含む）に勤務する教職員（期間の定めのある雇用（任用）である場合は、各科目の開講期間において現に雇用（任用）されていること）。ただし、受講定員に余裕がある場合には、県外の学校に勤務する教職員の受講を認める。

7. 単位認定

単位は、各科目1単位とし、講義時間数の4/5以上を受講し、かつ、試験その他による成績審査に合格した者に授与する。

8. 受講料

1科目 890円

※ 滋賀県収入証紙もしくは郵便為替(普通為替証書)により納付すること。過不足がある場合は受け付けない。

※ その他、科目によりテキスト代および教材費等がかかることがある。

※ 受講不許可となった場合は、収入証紙が返還されるため割印は押さないこと。
なお、郵便為替の場合は、そのまま返還する。

9. 申込方法

- (1) 1人1科目ごとに、別紙様式1の受講申込書に所要事項を記入し、対応する受講料および住所・氏名が記載され92円切手が貼付された長形3号封筒(返信用・宛先は所属校とすること)を添付のうえ、所属長の承認を受けること(例年、所属長印の承認印が漏れていることが多いので注意すること)。所属長は、所属内の申込書を取りまとめ、滋賀県教育委員会事務局教職員課サービス・免許係へ郵送で提出するとともに、別紙様式2の受講申込者一覧表をMicrosoft Excel形式で作成し、滋賀県教育委員会事務局教職員課(ma03@pref.shiga.lg.jp)あて電子メールにて提出すること。
- (2) 受講申込後の科目の変更は認めない。
- (3) 受講についての許可・不許可の決定は、所属長を通じて通知する。

10. 申込期限

平成29年6月30日(金) <必着(消印不可)>

※ 期限に遅れたものは理由を問わず受け付けない。

※ 12月開講科目については、申込者数に対する定員の空きに余裕がある場合、追加募集をすることがある。

11. その他

- (1) 認定講習の受講において、無断で欠席したり、円滑な実施を妨げるなど悪質な行為がみられる場合は、次年度以降に開催する認定講習への参加を不許可とすることがある。
- (2) 各講座とも申込者が定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
- (3) 各講座とも申込者が5名に満たないときは、担当講師と協議のうえ、廃講とする場合がある。
- (4) 当日の気象状況等により、講習の円滑な運営が困難と見込まれるときは、講習の実施を中止する場合がある。この場合、受講者に単位は授与されないが、受講料は返還しない。ただし、初日の講義開始前に中止を決定する場合は、この限りでない。なお、講義開始前に中止が決定された場合は、会場および県ホームページへ情報を掲示するので、確認すること。
- (5) 認定講習について、主催者として保険には加入しない。また、公務災害の対象とならないため、必要に応じて各個人で対処すること。
- (6) 会場となる滋賀大学教育学部は駐車場が狭小であり、自家用車や公用車での来校は禁じられているので、公共交通機関を利用すること。ただし、身体に障害がある等の配慮を必要とする者については、自家用車等での来校を許可するので、申込書の備考欄にその旨記入すること。
- (7) 身体の障害などにより会場において配慮を必要とする者(点訳や手話通訳等を必要とする場合を含む。)は、申込書の備考欄にその旨を明記すること。
- (8) その他必要事項については、受講決定通知の際に連絡する。